

女性活躍推進法第 1 9 条第 6 項に基づく取組の実施状況の公表

①育児休業の取得について（R6. 4. 1～R7. 3. 31）

項目	目標	令和6年度
男性職員の育児休業取得	毎年度最低 1 人以上	6人

②採用者数に占める女性の割合について（R6. 4. 1～R7. 3. 31）

項目	目標	令和6年度	
		応募者	採用者
応募者、採用者に占める女性の割合	どちらも 4 0 %	27. 3%	33. 3%

女性活躍推進法第 2 1 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

①	②	③	④		⑤				⑥				⑦	⑧			
女性職員の 採用割合	採用試験の 受験者の 女性割合	職員の 女性割合	継続勤務年 数の男女差		男女別の育児休業				男性の配偶者出産休 暇		男性の育児参加のた めの休暇		管理 職の 女性 割合	各役職段階のあ 職員の女性割合			公表日
					取得率		取得期間の 分布状況							本庁 係長 相当 職	本庁 課長 補佐 相当 職	本庁 課長 相当 職	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	取得率	取得日数の 分布状況	取得率	取得日数の 分布状況					
33. 3%	27. 7%	29. 1%	19. 1年	17. 4年	35. 3%	100. 0%	0. 6月 (1名) 1. 0月 (2名) 2. 0月 (2名) 6. 3月 (1名)	11. 8月 (1名) 13. 9月 (1 名) 16. 6月 (1 名) 18. 6月 (1名) 22. 2月 (1名)	64. 7%	1. 0日 (1名) 1. 3日 (1名) 2. 0日 (1名) 6. 0日 (1名) 7. 0日 (7名)	11. 8%	2. 0日 (2名)	25. 5%	20. 8%	27. 8%	28. 6%	令和7年 8月20日

①、② R7. 4. 1採用における数値
③、④、⑦、⑧ R7. 4. 1時点
⑤、⑥、⑨ R6. 4. 1～R7. 3. 31

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

公表日 令和7年6月30日

国東市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性に給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.3%
全職員	93.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性に給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	86.6%
本庁課長補佐相当職	98.1%
本庁係長相当職	100.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性に給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.9%
31～35年	96.9%
26～30年	97.1%
21～25年	96.3%
16～20年	104.7%
11～15年	91.5%
6～10年	99.2%
1～5年	108.9%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員においては、男性の平均勤続勤務年数及び管理職の割合が女性を上回っている事による差異が生じている。
また、扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員が受給するケースが多くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。